

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 40 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 38 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から同年9月まで
: ② 平成9年3月

平成7年2月に会社を辞めた後、A市役所で国民年金の加入手続をして毎月保険料を納付してきた。平成7年7月から同年9月までが申請免除期間になっているが、同期間の保険料も納付した。

また、平成9年3月についても未納となっているが、保険料を支払っていたはずである。

書類等は残っていないが、一緒に保険料を納付していた妻も納付したと言っており、今まで年金や国民健康保険料などの納付を怠ったことは一度もないので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はどちらも短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったと考えられる。

申立期間①については、オンライン記録によると、平成7年5月31日に免除申請が行われ、同年11月29日に同年7月から同年9月までの免除の処理が行われたことが確認できるところ、日本年金機構B事務センターは、「当時、免除申請を5月に行ったのであれば前月の4月から1年間の免除申請が可能である。また、保険料納付が困難であれば市町村の国民年金窓口において免除制度を教示することとなるが、免除申請期間であっても可能であれば納付するよう説明したはずである。」と回答している。

また、A市は、「当時、免除申請が行われた場合であっても、申請免除の処

理が行われるまでは毎月納付書を送付していた。」と回答している。

これらのことから、申立人に係る免除申請の手続は取られていたものの、免除の処理が終了した平成7年11月29日まで納付書が送付されていたことがうかがわれ、申立期間と同様に免除申請期間と考えられる平成7年4月から同年6月までの国民年金保険料をそれぞれ翌月に納付していることを踏まえると、免除の処理が行われる前である申立期間①についても、申立人は送付された納付書により引き続き保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②については、申立人及びその妻は、保険料の納付方法、納付金額等について聴取しても覚えていない旨回答しており、その状況は不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時まとまったお金ができたので、妻が市役所に出向いて加入手続きを行い納付したはずである。領収書等は残していないが確かに納付したと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の妻は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みであることを踏まえると、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の直前の昭和58年9月の保険料を60年10月31日に過年度納付し、申立期間の直後の60年4月から同年10月までの保険料を同年11月1日に納付していることが確認できることを踏まえると、これらの期間の間である申立期間の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年3月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年3月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年3月から同年9月までは9,000円、同年10月から40年9月までは1万円、同年10月から41年9月までは1万4,000円、同年10月から42年9月までは1万8,000円、同年10月から43年7月までは2万円、同年8月から44年2月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月18日から44年3月28日まで

申立期間は、A社に勤務していた。同日入社4人のうち、私を除く3人には厚生年金保険の加入記録がある。私の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している昭和39年3月28日付け社会保険事務所の確認印が押された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人が同年3月18日に健康保険被保険者番号*番の付番を受けるとともに、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、同社が保管している社会保険事務所の確認印が押された39年、40年、41年及び42年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書においても、健康保険被保険者証の番号*番で申立人の氏名及び標準報酬月額が記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が入社日とする昭和39年3月18日に厚生年金保険被保険者の資格取得をしている者が3人確認できるところ、そのうち所在の確認できた2人は、申立人を含む4人が同日に入社した旨を証言

している上、当該事業所の役員及び当時の同僚も、申立人が申立期間において勤務していた旨を証言している。

さらに、A社が保管している失業保険被保険者名簿、失業保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

加えて、申立人に係る健康保険被保険者証の番号*番の健康保険厚生年金保険被保険者原票は欠落しており、社会保険事務所の申立人に係る年金記録の管理に不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年3月18日に被保険者資格を取得し、44年3月28日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書」に記載された標準報酬月額、及び申立人と入社日が同日で同職種の同僚の記録から、昭和39年3月から同年9月までは9,000円、同年10月から40年9月までは1万円、同年10月から41年9月までは1万4,000円、同年10月から42年9月までは1万8,000円、同年10月から43年7月までは2万円、同年8月から44年2月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年7月10日）及び資格取得日（昭和22年7月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月10日から22年7月10日まで
昭和21年1月から25年7月までA社B工場で勤務していたが、21年7月10日から22年7月10日までの厚生年金保険の記録が抜けている。途中退職した記憶は無いため、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和21年1月20日に厚生年金保険の資格を取得し、同年7月10日に資格を喪失後、22年7月10日に同社において再度資格を取得しており、21年7月から22年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、申立期間における業務内容の変更や転勤等は無かったと主張しているところ、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務したことが認められる。

また、申立期間当時、経理事務を担当していた同僚は、「会社が保険料を滞納するようなことはなく、被保険者記録を操作するようなこともなかったので、通常であれば、給与から厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と証言している。

さらに、申立人と同職種の同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年7月から22年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | |
|---------|-----------|
| 氏名： | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号： | |
| 生年月日： | |
| 住所： | |

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年9月14日

平成19年9月14日に支給された賞与の記録について、事業所から厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が遅れたため、時効により保険料が納付できず、年金給付額に反映されない期間となっている。申立期間を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表から、申立人に対し、平成19年9月14日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与明細一覧表の保険料控除額により、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 36 件（別添一覧表参照）

別紙2【厚生年金あっせん一覧表(滋賀)】

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 都道府県 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|------|----|------------|------------|
| 633 | 男 | | 昭和48年生 | | | 平成19年9月14日 | 12万 円 |
| 634 | 男 | | 昭和51年生 | | | 平成19年9月14日 | 20万 8,000円 |
| 635 | 男 | | 昭和47年生 | | | 平成19年9月14日 | 12万 円 |
| 636 | 男 | | 昭和50年生 | | | 平成19年9月14日 | 13万 6,000円 |
| 637 | 男 | | 昭和54年生 | | | 平成19年9月14日 | 12万 円 |
| 638 | 男 | | 昭和44年生 | | | 平成19年9月14日 | 13万 6,000円 |
| 639 | 男 | | 昭和54年生 | | | 平成19年9月14日 | 9万 5,000円 |
| 640 | 男 | | 昭和50年生 | | | 平成19年9月14日 | 15万 7,000円 |
| 641 | 男 | | 昭和50年生 | | | 平成19年9月14日 | 13万 6,000円 |
| 642 | 男 | | 昭和36年生 | | | 平成19年9月14日 | 20万 8,000円 |
| 643 | 男 | | 昭和51年生 | | | 平成19年9月14日 | 9万 5,000円 |
| 644 | 男 | | 昭和57年生 | | | 平成19年9月14日 | 18万 円 |
| 645 | 男 | | 昭和51年生 | | | 平成19年9月14日 | 20万 8,000円 |
| 646 | 男 | | 昭和51年生 | | | 平成19年9月14日 | 9万 5,000円 |
| 647 | 女 | | 昭和55年生 | | | 平成19年9月14日 | 13万 6,000円 |
| 648 | 男 | | 昭和57年生 | | | 平成19年9月14日 | 10万 5,000円 |
| 649 | 男 | | 昭和59年生 | | | 平成19年9月14日 | 12万 円 |
| 650 | 男 | | 昭和55年生 | | | 平成19年9月14日 | 15万 7,000円 |
| 651 | 男 | | 昭和57年生 | | | 平成19年9月14日 | 9万 5,000円 |
| 652 | 男 | | 昭和53年生 | | | 平成19年9月14日 | 6万 2,000円 |
| 653 | 男 | | 昭和58年生 | | | 平成19年9月14日 | 10万 5,000円 |
| 654 | 男 | | 昭和55年生 | | | 平成19年9月14日 | 10万 5,000円 |
| 655 | 男 | | 昭和60年生 | | | 平成19年9月14日 | 12万 円 |
| 656 | 男 | | 昭和58年生 | | | 平成19年9月14日 | 6万 2,000円 |
| 657 | 女 | | 昭和53年生 | | | 平成19年9月14日 | 12万 円 |
| 658 | 男 | | 昭和55年生 | | | 平成19年9月14日 | 10万 5,000円 |
| 659 | 男 | | 昭和56年生 | | | 平成19年9月14日 | 9,000円 |
| 660 | 男 | | 昭和57年生 | | | 平成19年9月14日 | 2万 7,000円 |
| 661 | 男 | | 昭和52年生 | | | 平成19年9月14日 | 5万 5,000円 |
| 662 | 男 | | 昭和59年生 | | | 平成19年9月14日 | 7万 1,000円 |
| 663 | 女 | | 昭和60年生 | | | 平成19年9月14日 | 9,000円 |
| 664 | 男 | | 昭和59年生 | | | 平成19年9月14日 | 10万 5,000円 |
| 665 | 男 | | 昭和55年生 | | | 平成19年9月14日 | 1万 8,000円 |
| 666 | 女 | | 昭和59年生 | | | 平成19年9月14日 | 9,000円 |
| 667 | 男 | | 昭和54年生 | | | 平成19年9月14日 | 9,000円 |
| 668 | 男 | | 昭和52年生 | | | 平成19年9月14日 | 9,000円 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
しかし、A市B支所やC社会保険事務所(当時)で納付可能な期間のすべての納付書の発行を求め、保険料は漏れなく納付したので、申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC社会保険事務所発行の国民年金保険料追納保険料納付書・領収証書によると、昭和50年1月から52年3月までの申請免除期間の保険料については、56年2月3日から57年1月11日にかけて、3か月分ずつ9回に分けて納付され、52年4月から56年3月までの申請免除期間の保険料については、61年1月24日から同年3月18日にかけて、1年分又は2年分をまとめて、3回に分けて納付していたことが確認できる。

申立人は、「A市B支所やC社会保険事務所(当時)で納付可能な期間のすべての納付書の発行を求め保険料を漏れなく納付した。」と申し立てているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間である昭和56年度の保険料の申請免除が却下されたことの記載、及び57年7月に56年度の保険料の納付勧奨を行ったことの記録が確認でき、申立期間については、同年度途中で免除申請が却下された後も未納の状態であったこと、並びに上記の追納記録を考えると、申立人がすべての免除期間の追納納付書を求めたのは61年になってからのことと推認され、この時点では、申立期間の保険料は制度上時効により、納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間にかかる国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の保険料納付に関する記憶が曖昧であり、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から63年3月まで
当時、年金に対する不信感から、しばらく保険料を納付していなかったが、A市役所の職員が納付勧奨のために何度か訪れたので、納付することにした。一括では支払えない金額だったので、数回に分けて金融機関で納付したと記憶している。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「どの期間を納付したかは定かではないが、平成元年の数年前に、A市役所から郵送された納付書により金融機関で数回に分けて納付した。」と主張している。

しかし、申立期間は5年間と長期間である上、申立人は、保険料を納付したとする期間、納付時期及び納付金額について具体的に記憶していないなど、申立人から聴取しても申立期間の保険料の納付をうかがわせる具体的な供述が得られないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月

A社を退職後、離職票を持参してB市C支所に国民年金の加入手続を行った際、窓口で記録を確認してもらって手続をした。

しかし、国民年金の資格取得日は平成8年7月1日となっており、申立期間が未加入となっていることに納得できないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「これまで会社を退職した際には必ず役所の窓口で国民年金保険料の納付記録を確認し、未納期間があれば納付書を作成してもらって保険料を納付しており、申立期間についても、離職票を持参してB市C支所の窓口で納付に漏れがないように確認を依頼して加入手続を行った。」と主張している。

しかしながら、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年6月16日であるところ、同社に係る雇用保険の離職日は同年6月30日となっており、このため、申立人は同年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から57年3月まで
私が大学生時代、父親が自治会の集金担当者に私の国民年金保険料を納付していたので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年11月6日に払い出され、同年9月11日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「兄弟で自分だけが国民年金の記録が消えている。」と主張しているが、申立期間当時、申立人は学生であり、国民年金については任意加入の対象となる期間であり、申立人の兄も、大学在学中の昭和49年*月から51年3月までは未加入期間となっている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親に聴取したところ、「家計は、全部妻に任せていたので納めていたかどうか分からない。」と回答しており、申立人の国民年金の加入手続をしたとする申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年6月まで

私の母が、私の誕生日が過ぎたころ、市役所で、私の国民年金の加入手続を行った。その際、4月から加入期間に入っていることを聞き、「それならば一緒に納めます。」とその場で申し出て、保険料を支払った。以後、母は私が結婚するまでの保険料を支払ってくれ、領収書もあったが、私が国民年金の手続をした際、市役所の人「結構です。」と言ったので、処分した。そのため、申立期間当時の領収書は無いが、納付しているはずなので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年10月5日に払い出されており、申立人が短期大学を卒業し、国民年金への加入が強制となった昭和63年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されているところ、同手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、申立期間は、時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の住民票があつたA市作成の国民年金被保険者名簿によっても、申立人は、平成2年8月に加入手続を行い、加入時点において時効により納付できない申立期間を除き、昭和63年7月から平成2年3月までの期間の保険料を同年10月22日に納付したことを確認することができる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年3月までの期間及び平成10年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年3月まで
② 平成10年1月から同年3月まで

昭和54年ごろに国民年金保険料の未納分の支払制度があることを知り、さかのぼって納付したので、44年8月から45年3月までの期間が未納のままになっていることに納得ができない。

また、平成10年1月から同年3月までが未納とされているが、当時、納税組織を通じて税務申告をしており、国民年金保険料を納付した上で税務申告をするよう納税組織から指導を受けていたので、3か月間だけ未納ということはないと思っている。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA市が発行した「国民年金保険料納付記録」によると、昭和54年3月から同年12月にかけて、45年4月から51年3月及び同年7月から同年12月までの申請免除期間についての国民年金保険料が追納されていることが認められる。

しかしながら、免除申請の前提となる国民年金手帳記号番号が昭和45年10月9日に払い出されていることから、申立期間①については免除の認定を受けることができなかった期間であり、国民年金保険料を追納することができなかったとみるのが相当である。

また、申立期間②については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、このころ、事務処理の機械化が図られ、記録漏れ及び誤り等は考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

さらに、申立人、その妻及び子の申立期間前後の国民年金保険料納付日は一致しており、納付方法等が同一であったと推認できるが、申立人の妻及び子についても申立期間の保険料が未納となっていることが、オンライン記録上確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年3月まで
中学校を卒業後、1年間Aの基礎技術を学び、その後すぐにB業の修行をしてBとして働いた。同業の職人仲間から年金には必ず加入しなければいけないと言われたのを記憶しており、長兄の勧めで国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その長兄が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続をしたとする長兄は既に亡くなっており、申立人に聴取しても保険料の額やその納付方法等についての記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月23日に払い出され、47年*月*日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、この時点においては、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、申立人からは、特段、特例納付をしたとの申立ては無く、その形跡もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から7年7月まで

最初は、国民年金保険料を支払っていなかったが、母が見兼ねて立替払をしてくれていた。母は、妹の分と一緒にA市役所B支所で納付していた。領収書は処分してしまって手元には無いが、保険料の納付の督促の電話がしつこくかかっていたのを覚えており、督促に応じて納付したと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入（平成9年1月）以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、その母親が申立人の妹の分と一緒に保険料を納付したと申し立てているが、申立人の妹の国民年金被保険者期間は、平成7年8月から9年7月までであり、申立期間と一致する期間は無く、申立てと符合しない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いない。昭和 54 年の源泉徴収票には、申立期間について厚生年金保険料を含む社会保険料額が控除欄に記載されているので、厚生年金保険の加入期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「当時の書類は保存しておらず、申立人の申立期間の勤務実態等を確認できない。」と回答している上、申立人が勤務していたことを証言している前記の元事業主も、「当時は、採用時に雇用保険には加入させていたが、社会保険については、Bという仕事柄、6か月から1年間程度の試用期間を設け、同期間後に加入させていた。」と証言している。

また、申立人が勤務していたことを証言している前記の元同僚も、「自分の社会保険の加入時期は、入社時期から約1年後になっている。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されている証として、事業所発行の昭和 54 年の源泉徴収票を提出しているものの、当該源泉徴収票の控除欄に記載されている社会保険料の額は、同社における申立人の厚生年金保険被保険者期間である同年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額から算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額、並びに当該源泉徴収票に記載されている支払金額から算出した雇用保険料額の合計額とおおむね一致す

る。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 16 日から 35 年 9 月 30 日まで
A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間は、B社の下請をしていたA社に勤務し、C県D市のEで作業をしていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の下請をしていたA社に勤務し、勤務地はC県D市であったと申し立てているが、オンライン記録によると、当該所在地において、同名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、当該事業所の元請とされるB社は、「当時の資料が保管されていないため、当該事業所について確認できない。」と回答している上、所在地を管轄する法務局においても、当該事業所の商業登記の記録は確認できない。

さらに、「A社」及びこれに類する名称の事業所で、F地方に所在する3事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したが、いずれの事業所においても、申立期間について申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が名前を挙げた当時の同僚とは連絡が取れず、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 14 日

平成 19 年 9 月 14 日に支給された賞与の記録について、事業所から厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が遅れたため、時効により保険料が納付できず、年金給付額に反映されない期間となっている。申立期間を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人のA社における申立期間の標準賞与額は、平成 21 年 11 月 16 日付けで、同社からの厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき 1 万円とされており、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間についても厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とするよう申し立てている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、A社から提出された申立期間の賞与明細一覧表によると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除しなかった。御本人には当社から説明したい。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月31日から同年6月1日まで

昭和33年10月にA社に入社し、39年7月に退職するまで同社に継続して勤務していたが、38年1月31日から同年6月1日までの厚生年金保険被保険者期間が抜け落ちている。申立期間の加入記録が抜け落ちているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、A社B工場に勤務し、同社B工場では5、6人が勤務していた。同社B工場の操業停止及び閉鎖を契機に退職した。その時期は昭和39年6月又は同年7月だった。」と供述しているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当時、同社B工場に勤務していた同僚等6人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、申立人が記憶する同社B工場の操業停止及び閉鎖時期である39年6月又は同年7月ではなく、いずれも38年1月31日であることが確認できる。

また、当該同僚等に照会したところ、複数の者が「自分は、その資格喪失の記録のある時期に退職したと思う。当時のA社B工場は、1、2名も辞めると工場は操業できなかった。」と供述していることから、同社B工場の操業停止及び閉鎖時期は、当該同僚等が被保険者資格を喪失した昭和38年1月31日ごろであったものと考えられる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、人事記録、賃金台帳等の資料は廃棄済みのため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の健康保険被保険者証が、昭和38年3月1日付けで返納されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間における勤務状況、保険料控除等に関する記憶が不明確である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。